

情報の取得に係る合理的配慮について

1 視覚障がい者に向けた合理的配慮

(1) 点字サービス

点字を希望する視覚障がい者に対して、足立区からの通知とわかるよう封筒に点字シールを貼り付け

(2) カラーユニバーサルデザインの啓発

ア 足立区カラーユニバーサルデザインガイドラインに則った印刷物等の作成

イ 職員による印刷物配色チェックに必要な知識や技術を修得するための研修の実施

(3) 音声コードを印字した封筒

(4) 投票支援カード

2 聴覚障がい者に向けた合理的配慮

(1) 手話相談員の配置

<障がい福祉課の窓口>

月曜日9時～12時、木曜日13時～16時

<障がい福祉センターあしすとの窓口>

水曜日13時～16時

(2) 遠隔手話通訳サービス

タブレット端末を活用してテレビ電話で行う手話通訳サービス



<設置場所>

障がい福祉課（本庁舎及び出先援護係）各1台と足立福祉事務所に1台
本庁舎の7つの課に設置

- (3) 対話支援機器「comuoon(コミュニケーション)」の導入
声の解像度を向上させ、聞き取りやすいクリアな音声に変換する機能を備えたスピーカー

<設置場所>
障がい福祉課
(本庁舎及び出先援護係)
に各 1 台設置

